

第 1 1 2 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	<p>(会派を代表して行う質疑を含む。)</p> <p>議案第 5 3 号 淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 改正案第 1 1 条中の法第 9 条第 5 項の届出について これは被保険者がその資格を喪失したときの届出だが、法第 9 条第 2 項にはいわゆる資格確認書の交付等を求めることができるとなっているが、それを求めなかった場合は、第 5 項の資格を失った、届出をしなかったとみなされ罰則対象となるのか。</p> <p>2 国保世帯のマイナンバーカード取得率およびマイナ保険証登録率は。</p> <p>3 直近のマイナ保険証の利用率は。</p> <p>4 市内の医療機関等（薬局含む）で、1 2 月 2 日以降紙保険証がなくなるからマイナ保険証でないと利用ができない旨を説明し、マイナ保険証に切り替えるよう説明する例がある。 (1) 市はそうした実態を把握しているか。 (2) 資格確認書のことを説明せずに、紙保険証がなくなることをことさら強調することは不適切ではないか。</p> <p>議案第 5 2 号 淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 5 8 号令和 6 年度淡路市一般会計補正予算（第 2 号）</p> <p>1 第 5 2 号について 「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、保護世帯で高校卒業後の就職し自立する場合にも給付金を支給するためのものである。 (1) 予想される対象と費用は。補正予算にその計上はないが、既決予算で対応ができるということか。</p> <p>2 第 5 2 号、第 5 8 号について 第 5 2 号以外で法改正による市の生活保護行政に影響する部分が他にもあると思うが、補正予算の生活保護システム改修費の部分の内容がそれにあたるのか。今後、その影響が条例改正などで出てくる部分があるのか。</p>